2017年7月17日
第1572号（週刊）

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
TEL 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
http://kasugaiminsyo.st1.jp

税務署から収支内訳書提出の督促文書が届きます

提出しないことで不利益な扱いはありません！

例年、7月半ばになると税務署から「書類の提出について」という書面がいっせいに送付されてきます。これは、白色申告者で「収支内訳書」を提出しなかった納税者に、「収支内訳書」の提出を督促するもので、毎年送られてきているものです（昨年は7月15日付で送付）。

「収支内訳書」を提出しないことで不利益な扱いはありません

「収支内訳書」は、昭和59年3月の所得税法改悪により、個人・白色申告者へ提出が定められていますが、民商の強い反対運動で、提出しなかった人も罰則や不利益な扱いは受けないことになっています。

春日井民商が毎年、小牧税務署との間で行っている交渉でも、「収支内訳書の提出がないことをもって税務調査をするような不利益な扱いをすることはない」と明確な回答を得ています。

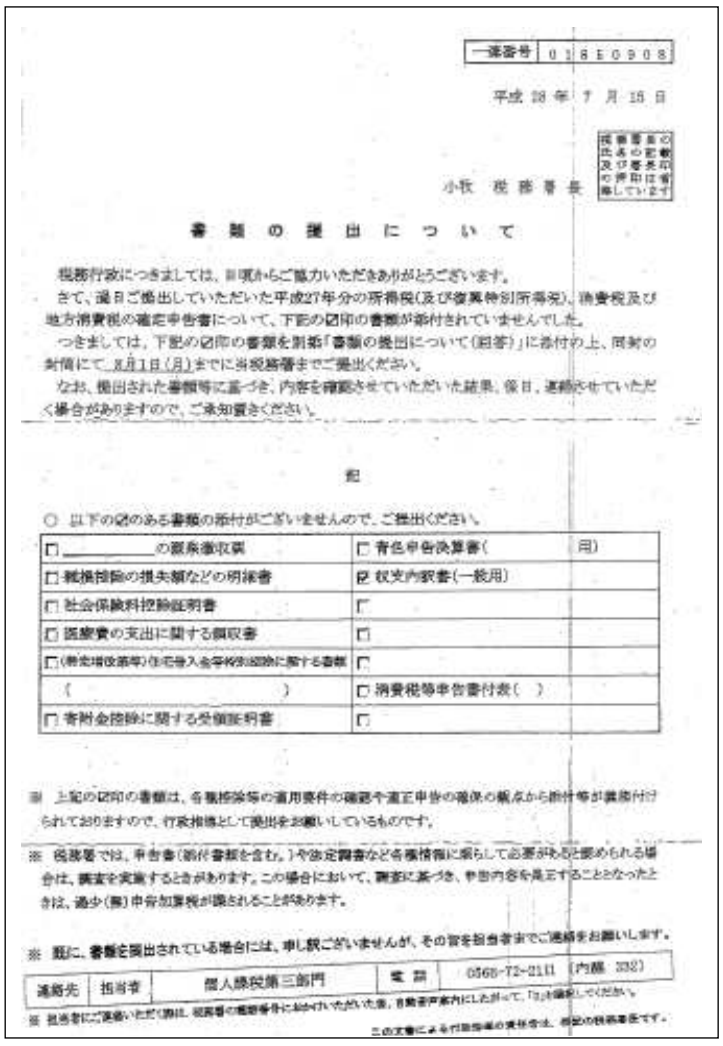

一連番号 01850908

平成28年7月15日

税務署名の氏名の記載及び署長印の押印は省略しています

小牧 税務署長

書類の提出について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。
さて、過日ご提出していただいた平成27年分の所得税（及び復興特別所得税）、消費税及び地方消費税の確定申告書について、下記の印の書類が添付されていませんでした。
つきましては、下記の印の書類を別紙「書類の提出について（回答）」に添付の上、同封の封筒にて、8月1日（月）までに当税務署までご提出ください。
なお、提出された書類等に基づき、内容を確認させていただいた結果、後日、連絡させていただく場合がありますので、ご承知置きください。

記

○ 以下の印のある書類の添付がございませんので、ご提出ください。

□ ＿＿＿＿の源泉徴収票	□ 青色申告決算書（　　用）
□ 雑損控除の損失額などの明細書	☑ 収支内訳書（一般用）
□ 社会保険料控除証明書	□
□ 医療費の支出に関する領収書	□
□（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に関する書類	□
（　　）	□ 消費税等申告書付表（　）
□ 寄附金控除に関する受領証明書	□

※ 上記の印の書類は、各種控除等の適用要件の確認や適正申告の確保の観点から提出等が義務付けられておりますので、行政指導として提出をお願いしているものです。

※ 税務署では、申告書（添付書類を含む。）や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施するときがあります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少（無）申告加算税が課されることがあります。

※ 既に、書類を提出されている場合には、申し訳ございませんが、その旨を担当者までご連絡をお願いします。

連絡先	担当者	個人課税第三部門	電話	0568-72-2111（内線 332）

※ 担当者にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「3」を選択してください。

この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

▲このような文書が税務署から届きます▲

これは昨年7月15日付で送付されたもの。2014年は期限までに提出のない場合は「調査を実施する場合があり…」と脅しのような表現がありましたが、民商の抗議もあり2015年以降は「申告書や法定調書など各種情報に照らして必要あると認められる場合は調査を実施する場合があり…」という一般的な表現に変わっています。

督促文書が届いた場合は、表現に注意し、昨年までと変わっている場合は事務所までお知らせください。

えっ!? こんな人が国税庁長官に!?

財務省・佐川氏が国税庁長官に「栄転」

政府は、「森友学園」への国有地売却問題をめぐる国会答弁で、不誠実な答弁を繰り返した財務省の佐川宣寿理財局長(写真)を、7月5日付で国税庁長官に起用しました。

あからさまな論功行賞人事であり、まじめな納税者からは「財務省の国有地売買に関する資料が半年で自動消滅するような国で、なんで営業と生活に四苦八苦している中小零細業者が領収書を7年間も保管しないといけないのか」「財務省の資料が半年で自動消滅するなら僕も領収書を半年で捨ててもいいよね」「血税で苦しむ国民をなめている」などと怒りの声が上がっています。

今年も好評発売中！
小豆島のそうめん

1.8kg　2,200円

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。　会計　山崎孝亀